

令和5年度

施政方針



下松市

目 次

はじめに	1
第 1 章 健康福祉	2
1 健康づくりと保健・医療の充実	2
2 多様な福祉の充実	3
3 子育て環境の充実	4
第 2 章 生活環境	6
1 生活の安全性確保	6
2 衛生的な環境づくり	7
3 地域の環境保全	8
第 3 章 都市建設	9
1 計画的な土地利用	9
2 都市基盤の整備・管理	9
3 居住環境の整備	11
第 4 章 産業経済	13
1 農林水産業の振興	13
2 商工業の振興	14
3 創業支援と就労環境整備	14
第 5 章 教育文化	15
1 学校教育の充実	15
2 社会教育の充実	16
3 文化振興と文化財保護	17
第 6 章 市民協働	17
1 協働体制の確立	17
2 にぎわい創出と魅力発信	18
3 人権の尊重	19
第 7 章 行政管理	20
1 効率的な行財政運営	20

はじめに

令和5年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、施政方針を申し上げます。

わが国の経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症や資源価格上昇の影響等により、依然として見通しが立たない状況にあり、月例経済報告では、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されているものの、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要があるとされております。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」において、官民が協働して、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する新しい資本主義への起動をはじめ、国際環境の変化への対応、地域活性化、防災・減災、国土強靱化に取り組んでいくとともに、強固で持続可能な経済・財政・社会保障制度の構築に向けた一体的な改革を継続していくこととしております。

本市においては、コロナ禍にもかかわらず、国税収入の底堅さから市税や地方交付税等の一般財源の下振れリスクは抑えられているものの、感染症や物価高騰が及ぼす影響等により、今後も先行き不透明な社会経済情勢が続くものと予測されます。

このような状況下においても、防災・減災等の危機管理やデジタル化の推進など、多様化、複雑化する行政需要や社会経済環境の変容への対応をはじめ、少子高齢化等の社会問題や地域活性化への課題を着実に前進させるためには、何よりも行財政基盤の安定・強化と「選択と集中」による行財政運営が求められます。

市長として2期目の総仕上げの年度にあたり、総合計画・総合戦略に沿って、地域課題の解消に全力で努めつつ、これまで進めてきた新たな市街地形成の加速化、公共施設の再編等による施設マネジメントの強化、企業立地の促進や社会資源を活用した地域振興など「暮らしの安全・安心対策の充実・強化」、「産官民による魅力あるまちづくりの推進」に向けて、「オール下松」で取り組み、「住みよさを実感できるまち」の実現につなげてまいります。

第1章 健康福祉

1 健康づくりと保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進

市民が生涯にわたり心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健康づくりを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に取り組みます。

「健康増進計画」と「食育推進計画」の2つの計画を一体的に策定した「健康くだまつ21」に基づき、健康寿命の延伸に向けた取組の充実や、健康づくりに重点をおいた食育の推進を図ります。

各種保健事業の充実に努め、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。

保健・医療・教育機関等の関係団体との連携を図り、協働による健康づくりの推進に努めます。

(2) 地域医療の充実

高齢者人口が増加する中、医療と介護の連携を図り、安心して医療や介護が受けられる体制の充実に努めます。

医師会や病院群輪番制病院との連携を図り、休日における医療提供体制の充実に努めます。

(3) 医療保険の安定運営

国民健康保険は、被保険者の負担を軽減するため、国民健康保険基金を活用し、保険税率を引き下げるとともに、医療費の適正化や収納率の向上を図り、令和6年度以降実施される保険料水準の県統一化に備えて、健全で安定的な事業運営に努めます。

保健事業では、特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率の向上を図り、生活習慣病の発症予防、進行防止を推進するとともに、被保険者の健康寿命の延伸に努めます。

2 多様な福祉の充実

(1) 福祉意識の醸成と環境づくり

「地域福祉計画」に基づき、「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」に向け、地域福祉の充実を目指します。

地域に根差した福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を支援します。

地域共生社会の実現に向け、障害や障害者に対する理解の促進を図るとともに、バリアフリー思想の普及・啓発に努めます。

(2) 人材の育成と団体の活動支援

地域福祉活動推進の中核的存在である社会福祉協議会の運営費を助成します。

介護サービスの安定的な提供を図るため、介護保険事業者等と協働し、介護人材の確保に取り組みます。

(3) 包括的な相談・支援体制の構築

「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防・重度化防止の取組を強化するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図ります。

地域共生社会の実現に向け、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の地域での生活を支えるための様々な施策に取り組みます。

行方不明となった認知症高齢者等の早期発見につながるよう、見守りネットワークの強化を図ります。

介護保険料は、低所得者向けの負担軽減を行います。

判断能力等が十分でない人の財産や権利を守るため、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の利用促進や相談支援体制の充実を図ります。

高齢者福祉・介護保険・障害者福祉を計画的、総合的に推進するため、「くだまつ高齢者プラン」及び「障害者計画」を改訂します。

障害者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、障害福祉サービス等の支援体制の充実や就労の支援、雇用の促進を図ります。

生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業及び住居確保給付金支給に取り組めます。

(4) 自分らしく生き生きと暮らせる体制づくり

高齢者の長寿祝福のため、敬老祝金及び長寿記念品を節目支給します。

高齢者が地域で生きがいをもって暮らすことができるよう、活動機会の創出や地域活動組織の育成・支援を行います。

高齢者一人一人の状況に応じてきめ細かに対応するため、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施します。

障害者が生き生きと暮らすことができるよう、障害者スポーツや文化芸術活動への参加を促進します。

(5) 災害に備えた避難支援体制づくり

社会福祉施設を運営する法人と連携し、福祉避難所設置・運営の訓練等を実施し、要配慮者が安心して避難生活を送るための体制を強化します。

災害時に避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、自主防災組織など、地域の支援者との間で必要な情報の共有を図るとともに、移動手段のない対象者が避難時にタクシーを利用した費用の一部を助成し、早期の避難を促します。

3 子育て環境の充実

(1) 妊娠・出産の支援の充実

子どもを授かることを希望する夫婦に対して、不妊・不育症治療費の一部を助成し、子どもを生み育てやすい環境づくりに努めます。

妊婦や子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入費用や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための経済的支援を一体として実施します。

(2) 子育て支援の充実

子育て支援の充実を図るため、国の「こども家庭庁」創設の受け皿となる体制を整備するとともに、「子ども・子育て支援事業計画」の改訂に着手します。

家庭児童相談業務は、子ども家庭総合支援拠点の更なる充実や関係部署との連携を強化するとともに、新たに子育て世帯訪問支援臨時特例事業に取り組み、支援を要する家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の未然防止を図ります。

子どもの医療費助成制度は、小学校6年生までの医療費全てと、中学生入院分を無料とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児に対しても、本市独自の同時入所第2子以降保育料無料化事業を継続し、幅広い子育て支援を図ります。

老朽化が著しい旧児童福祉センターの解体費用を補助します。

(3) 保育・幼児教育の充実

公立保育園における保育業務のICT化を推進し、保護者の利便性向上と保育士の事務作業の効率化により、保育の充実と更なる質の向上を図ります。

障害の有無に関わらず、子どもたちが共に育ち、学ぶインクルーシブ保育を推進するための環境整備を支援します。

学童保育は、下松小学校敷地内に下松児童の家3及び4を開設し、利用児童の通所の安全確保に努めます。

施設型給付事業により、幼稚園運営を支援するとともに、認定こども園への移行を推進します。

(4) ひとり親家庭福祉の充実

ファミリー・サポート・センターのひとり親家庭等利用料助成金は、利用料の半額を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。

第2章 生活環境

1 生活の安全性確保

(1) 防災・減災対策の強化

防災行政無線の適切な維持管理を行うとともに、多重化を進めてきた様々な伝達手段の普及に努め、迅速かつ確実な災害情報の伝達体制を構築し、「逃げ遅れゼロ」を目指します。

地域防災力を強化するため、防災講座、自主防災組織の支援、防災作文コンクールなどに取り組みます。

新たに設ける小中学校防災教育プログラムに基づき、小中学校の児童・生徒を対象とした防災教育を強化し、家庭や地域からの防災意識の醸成に努めます。

(2) 消防・救急体制の充実

激甚化する自然災害や複雑多様化する災害に対応するため、水槽付消防ポンプ自動車を更新配備します。

救急救命士が安全かつ的確に静脈確保を行うため、静脈可視化装置を導入し、救命率の向上を図ります。

防火対象物等の立入検査を強化するとともに、住宅用火災警報器の普及促進に努めます。

(3) 防犯・交通安全対策

下松市犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた支援を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、見舞金の支給、生活支援助成金の交付、その他必要な支援を行います。

地域防犯ボランティアの加入促進及び育成に努め、市民、地域、事業所による防犯パトロール活動を展開することにより、安全安心な地域社会づくりを推進します。

夜間の交通災害・犯罪被害を未然に防止するため、LED防犯灯の設置及び維持管理に要する経費の助成を行います。

交通安全対策は、様々な機会を活用し、交通安全教育及び啓発活動に取り組みます。

交通安全施設の整備は、カーブミラー等の老朽化点検や建替え、街路灯のLED化を計画的に実施するとともに、通学路の危険箇所の適切な対策を行います。

(4) 市民相談・消費者相談の充実

市民の相談窓口として、消費生活センターの機能強化に努め、消費者相談業務を更に充実させるとともに、見守りネットワークを活用することにより、高齢者等の消費者被害の未然防止に努めます。

若者が巻き込まれやすい消費者トラブルを未然に防止するため、若年層を対象とした啓発活動に積極的に取り組みます。

うそ電話詐欺被害防止のため、関係機関と連携した啓発活動に努めます。

2 衛生的な環境づくり

(1) 廃棄物の適正処理とリサイクル

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみ排出量の減量化とリサイクル率の向上を図り、循環型社会の形成を推進します。

家庭ごみ収集運搬業務は、民間事業者に委託し、継続的かつ安定的な家庭ごみの適正処理に努めます。

ごみの減量化や資源化を進めるため、出前講座などを積極的に実施し、
スリーアール
3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。

食品ロス削減や未利用食品の活用等の意識を高めるため、市開催行事等でフードドライブやパネル展示を実施します。

し尿の収集・処理は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき「合理化事業計画」を改訂し、適正なし尿処理体制を維持します。

(2) 墓地・斎場の整備・管理

新斎場の建設に伴い、周辺地域の生活環境の向上を図ります。

墓地区画の適正管理のため、現地調査や台帳整理を行い、放置区画の返還を促進します。

旗岡墓地の納骨堂の補修工事等を行い、市営墓地の環境整備を図ります。

3 地域の環境保全

(1) 環境負荷の低減

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の調査を行い、継続的な環境監視に努めます。

「地球温暖化対策実行計画」を改訂し、市内のCO₂排出量削減に取り組むとともに、地球温暖化対策地域協議会との連携により環境学習等を通じて、環境問題や環境保全に対する意識の高揚を図ります。

バイオマスプラスチック配合の燃やすごみ袋を製作し、温室効果ガスの排出抑制、枯渇性資源の使用削減及び市民の環境保全意識を高めます。

(2) 環境美化の推進

快適環境づくり推進協議会の活動を支援し、市内一斉ごみゼロ運動や河川清掃など、市民参加型の環境美化活動を推進します。

大規模な廃棄物の不法投棄を防止するため、定期的にパトロールを実施し、早期発見・早期対応に努めます。

野犬の減少に向け、県と連携した野犬対策や野犬パトロールに取り組み、むやみな餌やりの禁止や終生飼養しゅうせいしやうの周知啓発を行います。

第3章 都市建設

1 計画的な土地利用

(1) 土地利用の誘導

「都市計画マスタープラン」に基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めます。

人口減少社会の到来を踏まえ、持続可能な都市とするため、都市機能や居住機能を集約する「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを目指し、「立地適正化計画」を策定します。

地籍調査は、河内（字南出合）^{あぎみなみであい}周辺地区の地籍図や地籍簿を作成するとともに、河内（字吉原）^{あぎよしわら}周辺地区の地元説明会や調査測量等を実施します。

(2) 市街地の整備

「豊井地区まちづくり整備計画」に基づき、地区内の都市基盤整備を図るため、都市計画道路豊井恋ヶ浜線沿道整備街路事業の用地等の補償を行うとともに、都市再生整備計画事業として準幹線道路や生活道路等の調査、設計、工事等を行います。

住居表示は、未実施地区の実施に向けて地元協議等を進めます。

2 都市基盤の整備・管理

(1) 道路網の整備・管理

重要物流道路に指定されている国道188号の災害防除や代替機能を持つ下松・光間道路の整備に向け、光市と連携し、県や商工会議所等と協議を進めます。

都市計画道路青木線は、平田昭和通りから都市計画道路城山通線（城山通り）までの区間の事業化に向け、関係機関との協議を進めます。

市道は、中央線歩道改良工事、平田昭和通り排水路改良工事及び老朽化した舗装の改良工事等を実施します。

橋りょう等は、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検を実施します。

施設管理や災害時の状況把握での活用を目指し、ドローンを導入します。通学路等の防草対策を強化するとともに、道路パトロールやボランティアへの材料支給などを実施し、道路の維持管理に努めます。

県道は、徳山下松線の切戸大橋及び平田橋の架け替え、^{おそごえ}瀬越下松線、笠戸島線及び都市計画道路国道山手線（下松新南陽線）の拡幅事業が進められます。

（２）都市防災

河川事業は、準用河川宮本川の改修工事や小野川の^{しゅんせつ}浚渫工事を実施します。

浸水対策事業は、公共下水道事業による雨水整備の状況に即した対策を行い、内水氾濫の軽減に努めます。

県事業は、坂本川及び玉鶴川の河川改修、末武上地区の急傾斜地崩壊対策、奥迫地区、東豊井地区の砂防ダム建設、本浦地区の高潮対策等が実施されます。

災害発生土処理場は、第１期工事が完了し、供用を開始します。

（３）港湾機能の整備

港湾事業は、「徳山下松港港湾計画」に基づき、「国際バルク戦略港湾」をはじめとする整備が進められます。

港湾施設は、本浦地区の防波堤新設事業が実施されます。

（４）下水道の整備・管理

「公共下水道事業経営戦略」に基づき、普及率の向上を図るとともに、市民生活に支障のないよう適切な維持管理に努めます。

汚水事業は、高橋地区の面整備を行い、人口普及率は90.8パーセントとなる見込みです。

雨水事業は、豊井・恋ヶ浜地区の雨水整備として、大谷川1号幹線整備工事、大谷川ポンプ場及び恋ヶ浜4号幹線の実施設計を行うほか、浸水対策として、「雨水管理総合計画」の策定、浄化センターの耐水化工事に着手します。

老朽化対策は、処理場・ポンプ場及び管路施設について、「ストックマネジメント計画」に基づき、効率的・永続的な改築更新を進め、維持管理の強化を図ります。

地震対策は、「下水道総合地震対策計画」に基づき、地域交流センター及び末武中学校にマンホールトイレを設置するほか、重要幹線である平田汚水中継ポンプ場からの圧送管の二条化工事に着手します。

(5) 上水道の整備・管理

「水道事業経営戦略」に基づき、安全安心な水道水を安定して供給するため、水道施設の更新と効率化を進めるとともに適切な維持管理に努めます。

配水管整備は、水圧・水量の改善のため、山田、桜町二丁目等に配水管を布設します。

老朽化対策は、香力大通り配水管、清瀬町三丁目配水管等の更新を行うほか、浄水場及びポンプ場の機械設備等の更新を実施します。

3 居住環境の整備

(1) 住宅環境の整備・向上

市営住宅は、旗岡住宅C号棟の建設に向けて、基本・実施設計や建設用地となる9号棟、10号棟の解体工事を実施します。

「市営住宅長寿命化計画」に基づき、既存住宅の計画的な改修や維持補修工事を行います。

民間住宅は、安全安心な暮らしを守るため、耐震診断や耐震改修補助を行うとともに、「空家等対策計画」に基づき、周辺に影響を及ぼしている危険空き家の解体に対して助成を行います。

(2) 公共交通の確保と施設の充実

「地域公共交通計画」に基づき、米川地区での市有償旅客運送（コミュニティバス運行）や、笠戸島地区での持続可能な公共交通のあり方を検討するため、実証事業の準備等を進めます。

J R 岩徳線利用促進委員会に参画し、J R 岩徳線の維持・確保に向けて、日常利用や観光利用の促進に努めます。

(3) 緑地保全・都市緑化

花や緑に親しむ意識や明るい気持ちの醸成を図るため、新入学生のクラスへ花籠の配付を行います。

街路樹・公園・緑地の適切な維持管理に努めます。

市道中央線の街路樹は、リフレッシュ事業による植替えを行います。

花いっぱいのまちづくりを推進するため、市民花壇に^{はななえ}花苗の配布を行うとともに、下松スポーツ公園・米泉湖・玉鶴緑地に菜の花・ヒマワリ・コスモス等の季節の花を育成します。

(4) 公園の整備・管理

公園施設の長寿命化を図るため、点検・補修・改修等の適切な管理に努めるとともに、公園が身近な憩いの場となるよう、公園灯などの施設の更新を行います。

恋ヶ浜緑地公園は、インクルーシブ遊具の設置や、ユニバーサルデザインに配慮したトイレ、園路、駐車場などの整備に着手し、誰もが安全・安心・快適に利用できる基幹公園として再整備を進めます。

(5) 都市景観形成

「景観計画」に基づき、市民、事業者との連携と協働によるまちづくりを進めるとともに、景観ガイドラインによる建築行為の届出、審査等を行います。

第4章 産業経済

1 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

地域農業の維持・活性化を図るため、県や農業協同組合と連携し、多様な担い手の確保・育成や荒廃農地の発生防止に取り組むとともに、地域計画の策定に向け意向調査を行います。

特産物の生産や農地の環境保全に取り組む団体への支援や園芸農家の活動を助成することで、地元農産物の生産を後押しするとともに、学校給食での利用促進など地産地消を推進します。

農業施設整備は、花岡幹線水路をはじめ老朽化した農道及び水路の整備に努めるほか、農村地域防災減災事業を活用し、大原^{おおはら}ため池の改修工事、藤光^{とうみつひがしかみ}東上及び北迫^{きたざこしも}下ため池の廃止工事を行います。

有害鳥獣の被害防止対策は、防除柵の設置や鳥獣被害対策実施隊の活動を支援します。

(2) 林業の振興

市有林は、「森林経営計画」に基づき、作業路開設や間伐を実施するほか笠戸島での修景伐採を行います。

民有林は、森林施業の地域活動を支援するとともに、森林経営管理制度に基づき、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図ります。

(3) 水産業の振興

水産資源の維持拡大を図るため、栽培漁業事業を推進するとともに、たこつぼ投入や海洋ゴミの回収を行い漁場環境の整備・保全を図ります。

県や漁業協同組合と連携し、新規漁業就業者の確保・育成に努めます。

栽培漁業センターは、安定した生産管理体制を構築するとともに、魚食普及活動などを推進します。

2 商工業の振興

(1) 工業・物流業の振興

基幹産業である工業・物流業の振興に向け、工場等誘致奨励制度を活用し、新規企業誘致や既存事業所の事業拡張を積極的に後押しするとともに、人材確保を目的とした「就職促進事業」を実施するなど、中小企業の経営安定化を支援します。

本市産業の歴史をまとめる動画の作成や、小中学生を対象とした工場見学会の開催など、あらゆる機会をとらえて市内産業をPRすることで、「ものづくりのまち下松」を広く周知します。

新しい技術や商品の開発を促進するため、周南地域地場産業振興センターの研究開発事業を支援します。

(2) 商業・サービス業の振興

各種制度融資、保証料の補給、小規模事業者経営改善資金利子補給を実施し、市内事業者の経営基盤強化を図ります。

商工会議所中小企業相談所に助成し、市内事業者の経営改善を支援します。

30周年を迎える下松タウンセンターの活性化に向けた取組に支援を行い、商業の更なる発展につなげます。

3 創業支援と就労環境整備

(1) 創業支援と雇用対策

長期化する新型コロナウイルス感染症対策や、物価高騰等への対策として、経営相談窓口を強化します。

市内の経済情勢の把握に努めるとともに、地域経済の活性化に向け、関係機関との連携による取組を実施し、市内事業者を支援します。

「創業支援等事業計画」に基づき、関係機関と連携し、多様な創業の支援を行うとともに、総合的な創業支援体制の充実を図ります。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業や交流機会の確保、生きがい対策の充実に努めます。

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者総合福祉センターの利用を促進するとともに、関係団体の活動に対し助成し、勤労者の健康・福祉・勤労意欲の向上に努めます。

勤労者及び離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

第5章 教育文化

1 学校教育の充実

(1) 小・中学校教育環境の充実

安全安心で快適な教育環境を確保するため、「学校施設長寿命化計画」に基づき、公集小学校第1校舎外壁改修、豊井小学校第1校舎改修、中村小学校本館屋上防水塗装などを行うとともに、花岡小学校特別教室棟の建設を行います。

東陽小学校、久保中学校、末武中学校の屋内運動場にLED照明を整備します。

久保小学校と公集小学校の特別教室に空調を設置します。

学校給食は、地元食材の活用により、安全安心でおいしい給食の提供及び食育の推進に努めます。

中学校給食センターは、「学校施設長寿命化計画」に基づき、施設改修に着手するとともに、大型調理機器等を計画的に更新します。

(2) 小・中学校教育の推進

次世代を担う児童生徒の「心豊かに生きる力」の育成に向けて、コミュニティ・スクールの取組を充実させ、社会総がかりで児童生徒の学びや育ちを支援する教育環境づくりに努めます。

GIGAスクール構想の実現に向けて、ICT担当教育指導員を配置し、教員研修の更なる充実に努めるとともに、タブレット端末等のICT機器の効果的な活用や情報モラル教育を一層推進します。

障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応するため、教員補助員を増員し、特別支援教育の充実を図ります。

不登校対策として、「希望の星ラウンジ」のサテライトルームを下松中央・久保・末武公民館に設置します。教育指導員を増員して派遣し、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。

教員業務支援員を全小中学校に、中学校に部活動指導員を配置し、学校における働き方改革を推進します。

中学校部活動の地域移行は、国や県が示す方針等を踏まえ、関係団体と連携しながら、本市における望ましいスポーツ、文化活動の体制整備について協議し、検討を進めます。

2 社会教育の充実

(1) 青少年の健全育成

放課後子ども教室や家庭教育支援事業、青少年相談事業、地域未来塾などの取組により、健全な青少年の育成や安心して子育てができる教育環境づくりを地域ぐるみで推進します。

図書館は、学校との連携による図書館教育やふるさと学習支援を行うとともに、読書通帳の普及に努めるなど、子どもの読書活動推進を図ります。

(2) 生涯学習環境の充実

公民館は、「公民館施設整備計画」及び「社会教育施設等長寿命化計画」に基づき、末武公民館の建替えに向けた協議を進めます。

図書館は、図書館本館、移動図書館、電子図書館それぞれの利点を活かして、市民に親しまれる情報拠点を目指します。

郷土資料デジタルアーカイブやこれまでに作成したリーフレット等の歴史資料の活用により、地域の歴史と魅力を発信します。

(3) 生涯学習の推進

公民館での各種団体やサークルの学習活動・地域活動を支援します。

公民館講座や出前講座の実施、生涯学習情報コーナーの活用推進のほか

か、学術機関との協働により、生涯学習機会の拡充を図ります。

「笑顔の写真コンテスト」、「くだまつ親子の日フェスタ」及び「二十歳^{はたち}のつどい」を開催します。

市民憲章推進協議会を中心に、様々な機会をとらえ、幅広い世代への周知を図ります。

3 文化振興と文化財保護

(1) 文化活動の振興

市民美術展覧会等の文化行事の開催や、文化団体への支援により、市民による文化活動の活性化を図ります。

スターピアくだまつは、老朽化した設備を更新し、文化・生涯学習振興の拠点機能の充実を図ります。

(2) 歴史・伝統の保護と活用

天王森古墳を中心とした埋蔵文化財の調査、研究を進めるため、組織体制の充実を図るとともに、新たに外部の専門家をアドバイザーに迎え、今後の活用等について検討を進めます。

関係機関と連携して出土埴輪の復元や展示を進めるとともに、「ふるさと下松」の魅力を広く情報発信し、ふるさとへの愛着やシビックプライドの醸成を図ります。

平成時代の記録冊子の発行に向けて、市史編さんの準備を進めます。

第6章 市民協働

1 協働体制の確立

(1) 市民と行政の情報共有化

情報発信手段の多様化による市民との情報共有を進めるとともに、まちづくりへの参画の機会拡大を図ります。

防災情報、緊急情報等様々な市政情報の配信サービス「くだまつメール」の登録者を増やし、利用促進を図ります。

(2) 協働による地域活動の推進

地域課題の解決に向けて、自治会や地域コミュニティ団体等との連携体制の確立を推進します。

地域担当職員制度を活用し、地域と協働による課題解決に取り組み、地域力の向上を目指します。

米川公民館の建替えに伴い、新たに地域づくりのための拠点として多機能複合施設の整備事業に着手します。

(3) 民間活力を活用した協働

周南地域や県内の大学等と連携し、課題解決に向けた学生の地域での活動を支援するとともに、市民との様々な交流の機会を創出します。

地方創生の取組における企業とのパートナーシップの構築や新たな財源の確保に向けて、企業版ふるさと納税の推進を図ります。

2 にぎわい創出と魅力発信

(1) 観光拠点の充実

笠戸島の観光関連施設の連携を強化し、交流人口の増加に努めます。

笠戸島の観光環境整備として、はなぐり海水浴場や園地の整備を進めます。

(2) 観光産業の振興

新たな「観光振興ビジョン」に基づき、民間主導による観光コンテンツの充実や情報発信強化を図るため、観光協会や商工会議所等、各種団体との連携・協働に努めます。

都市圏を中心とした情報発信の機会を積極的に活用し、事業者と連携し、本市の魅力を発信するツアーの企画等に取り組みます。

(3) スポーツ環境の充実

温水プールは、多機能複合施設として改築を進めます。

トラックワンアリーナや市民体育館等の長寿命化を進めるとともに、体育施設の今後のあり方について、利用状況等を踏まえ検討を進めます。

(4) スポーツの推進

「スポーツ推進計画」に基づき、わがまちスポーツを中心とした競技スポーツやレクリエーションスポーツを推進するとともに、トップアスリートによる各種大会を受け入れ、交流事業を実施します。

スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会等と協働し、スポーツによる体力向上や健康づくりに取り組み、交流人口の拡大や地域の活性化を推進します。

(5) 多文化共生と国際交流

多文化共生のための国際感覚の醸成を図るため、市内保育園・幼稚園への外国人講師の派遣事業を行います。

(6) 移住・定住の促進

「くだまる」を活用したシティプロモーション事業を産官民の協働により展開し、「くだまつ愛」の醸成につなげるとともに、本市の知名度の向上や関係人口の拡大に努めます。

移住者に対する支援制度を充実し、移住・定住の促進に取り組みます。

3 人権の尊重

(1) 人権の尊重

一人一人の人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係団体と連携を図り、人権啓発、人権教育、人権相談を行います。

(2) 男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、「男女共同参画プラン」及び「女性活躍推進計画」を改訂します。

配偶者等からの暴力の防止、被害者の早期発見・支援に努めます。

女性活躍推進協議会と連携し、女性の職業生活における活躍支援に取り組みます。

第7章 行政管理

1 効率的な行財政運営

(1) 行政情報化の推進

「デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、行政分野のデジタル技術の活用を進めます。

市民に身近な行政サービスを提供するため、マイナンバーカードを利用した行政手続のオンライン化の拡充や基幹業務システムの段階的な全国標準化など、市民の利便性向上や業務効率化に努め、デジタル社会に対応した市役所へと変革を進めます。

(2) 公共施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化や維持管理、統廃合を計画的に進めるとともに、指定管理者制度や民間活力導入などにより、総合的な施設マネジメントに努めます。

笠戸島ハイツは、解体工事等を進めるとともに、跡地利用は、民間活力を導入した整備、運営を進めます。

(3) 健全で効率的な行財政運営

「行財政改革推進計画」に基づき、限りある資源を最大限活用し、社会の変革による行政サービスの多様化に対応した効率的な行政運営に努

めるとともに、健全かつ安定した財政運営を推進し、将来にわたり持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

「人材育成基本方針」に基づき、職員の資質・能力の向上を図り、複雑多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応した行政サービスの提供に努めます。

公平で競争性のある入札制度を推進するため、入札制度を改善するとともに、建設業における担い手の確保や育成に努めます。

デジタル等を活用した市税納付方法の多様化による納税者の利便性の向上を図ります。

市税・使用料等の納期内納付の推進や着実な滞納整理を行うなど、公平・公正かつ適正な執行を図るとともに、ふるさと納税や市有財産の活用など、多様な自主財源の確保に努めます。

以上、令和5年度の諸議案を提出するに当たり、施政方針を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和5年2月16日

下松市長 國 井 益 雄